

大阪市長
橋下 徹 殿

2012年2月27日

国鉄労働組合東海本部
執行委員長 渡邊 良成

国鉄労働組合新幹線地方本部
執行委員長 徳竹 一男

国鉄労働組合静岡地方本部
執行委員長 杉本 洋一

国鉄労働組合名古屋地方本部
執行委員長 木股 昭一

思想信条の自由と団結権を侵害するアンケート調査に対する抗議

2月9日、貴殿は、大阪市職員に対して「労使関係についての調査」というアンケートを「市長の業務命令」とした内容の文章を付け配布した。

アンケートの内容は、「組合活動への参加」「特定の政治家を応援する活動」「特定の政治家への投票依頼」「職場における選挙や組合活動」、更には「組合加入」「組合費の使われ方」などである。

これは、職員個人の思想信条や政治活動、組合活動やプライバシーまでも調査する思想調査であり、憲法で保障された政治活動や思想信条の自由を侵す行為であり断じて許せるものではない。

更には、労働組合の活動等に対する調査は、労働組合の団結権を侵害する不当な介入であり、憲法28条の勤労者の団結を侵害する許しがたいものである。

市長は、地方自治法に基づいた「命令行為」としているようであるが、職員への業務命令は法を順守したものでなくてはならない。

大阪府労働委員会から不当労働行為である「支配介入に該当するおそれがある」質問項目がある旨勧告されたが、ことに対し、「法に抵触しない」と根拠も示さず述べたうえ、「労働組合の実像はどうなのか、それを市民に伝えるのが市民の代表である僕の務めだ」と発言している。

憲法を侵害し、戦前の暗黒政治を彷彿させるような業務命令を未だに撤回せず、違法性も認識しないことに対して強く抗議をする。

国鉄労働組合東海本部、新幹線地方本部、静岡地方本部、名古屋地方本部は、アンケート調査の即時中止を強く求め、違法行為が二度と行わないように強く求める。

